

## 平成30年度 事業報告

自 平成30年4月 1日  
至 平成31年3月31日

### I 目的

適正化センターでは、東北管轄区域内(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化実施機関として責務を果たすため、関係者の皆様のご理解ご協力を得ながら東北地域における貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に活動しました。

### II 役員、評議員、適正化事業諮問委員及び職員

1. 期末現在における役員は、理事3名、監事1名の4名である。(別表1)
2. 期末現在における評議員は、5名である。(別表1)
3. 期末現在における適正化事業諮問委員は、5名である。(別表1)
4. 期末現在におけるセンターの常勤者は、職員5名(嘱託職員を含む。)である。

### III 理事会、適正化事業諮問委員会及び評議員会

#### 1. 理事会

○平成30年5月28日 仙台サンプラザ

##### 議 事

- 第1号議案 平成29年度事業報告について
- 第2号議案 平成29年度決算報告について
- 第3号議案 平成29年度監査報告について
- 第4号議案 役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について
- 第5号議案 平成30年度第1回評議員会の日時及び場所並びに承認事項について

##### 報告事項

- ・認可申請について
- ・今後のスケジュールについて

○平成31年2月22日 仙台サンプラザ

##### 議 事

- 第1号議案 平成31年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について
- 第2号議案 平成31年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について
- 第3号議案 一般財団法人東北貸切バス適正化センターの事務所移転について

第4号議案 一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程の一部改正について

第5号議案 評議員会の日時及び場所並びに承認事項について

#### 報告事項

- ・就業規則、職員給与規程の一部改正について
- ・今後のスケジュールについて

### 2. 適正化事業諮問委員会

○平成30年6月18日 仙台サンプラザ（評議員会と同時開催）

#### 諮問事項

第1号議案 平成29年度事業報告について

第2号議案 平成29年度決算報告について

第3号議案 平成29年度監査報告について

○平成31年3月14日 仙台サンプラザ

#### 諮問事項

第1号議案 平成31年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 平成31年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について

### 3. 評議員会

○平成30年6月18日 仙台サンプラザ（適正化事業諮問委員会と同時開催）

#### 議事

第2号議案 平成29年度決算報告について

第3号議案 平成29年度監査報告について

第4号議案 役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について

#### 報告事項

・平成29年度事業報告について

・認可申請について

○平成30年3月 評議員会決議の省略(評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示)

#### 議事

第1号議案 平成31年度事業計画及び収支予算並びに資金計画について

第2号議案 平成31年度貸切バス事業者負担金の額及び徴収方法について

#### 報告事項

- ・一般財団法人東北貸切バス適正化センターの事務所移転及び一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程の一部改正について

## IV 事業の実施状況

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立て、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする営業所に対しては、きめ細かな指導を実施した。

(1) 巡回等指導の実施計画に基づく、巡回指導実施について

- ・平成30年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る巡回指導実施状況は下表のとおりです。
- ・巡回指導実施計画営業所数に対して実施営業所数が少ない宮城県・福島県については、営業所(事業者)への巡回指導通知の発送前後に営業所廃止等の事由により、取りやめをしたことから当初の実施計画営業所数より実施営業所数が少なくなった。
- ・平成30年度の巡回指導は、248営業所へ実施し、「指摘なし」が113営業所、「改善要請」が135営業所であった。

巡回指導実施状況

月	巡回実施可能日数	実施計画営業所数	実 施 営業所数	県毎の実施営業所数	備 考 (県毎実施計画営業所数)
4月	20	13	13	宮城6. 山形2 福島5	宮城6. 山形2 福島5
5月	21	14	15	青森6. 岩手4 秋田2. 宮城3	青森5. 岩手4 秋田2. 宮城3
6月	21	24	24	岩手6. 秋田4. 宮城4. 山形5. 福島5	岩手6. 秋田4. 宮城4. 山形5. 福島5
7月	21	24	25	青森6. 岩手8. 秋田4. 宮城4. 福島3	青森6. 岩手8. 秋田3. 宮城4. 福島3
8月	18	21	21	青森6. 宮城4 山形4. 福島7	青森6. 宮城4 山形4. 福島7
9月	18	20	21	青森6. 岩手5 秋田6. 福島4	青森6. 岩手4 秋田6. 福島4
10月	22	24	24	青森6. 岩手8 秋田6. 山形4	青森6. 岩手8 秋田6. 山形4
11月	21	24	24	青森6. 岩手8. 秋田2. 宮城4. 福島4	青森6. 岩手8. 秋田2. 宮城4. 福島4
12月	18	20	20	岩手3. 宮城6 山形4. 福島7	岩手3. 宮城6 山形4. 福島7
1月	18	20	20	岩手4. 宮城8 福島8	岩手4. 宮城8 福島8
2月	19	21	21	宮城13. 福島8	宮城13. 福島8
3月	20	22	20	岩手4. 宮城5 山形4. 福島7	岩手4. 宮城6 山形4. 福島8

計	237	247	248	青森36. 岩手50 秋田24. 宮城57 山形23. 福島58	青森35. 岩手49 秋田23. 宮城58 山形23. 福島59
---	-----	-----	-----	--	--

## (2)巡回指導業務の適正かつ公正な実施について

- ①適正化事業に関する事務及び適正化事業諮問委員会(定款第45条)への諮問に関する事務を所掌するとともに適正化事業に関する事務等を総括するための首席指導員1名、巡回指導実施数の増加と巡回指導業務を公正かつ円滑に遂行するための適正化事業指導員(首席指導員含む。)を3名から4名に増員した。
- ②適正化事業の実施にあたり、必要な情報の入手及び共有を図るために運輸局との意見交換会を年2回実施し連携を図った。
- ③運行管理者の基礎講習受講、適正化実施機関の合同研修等に参加し、指導員のスキルアップを図った。
- ④巡回指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある営業所(事業者)と認められた場合は、直ちに運輸局へ報告を行うための体制を構築した。
- ⑤センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務をナスバ等に業務委託し、適正化事業指導員に選任し巡回指導を実施した。

## (3)巡回指導により改善を必要とする営業所について

- (1)の改善を必要とする135営業所に対しては、巡回指導中或いは個々の営業所(事業者)からの改善報告を受け、挙証書類等による指導事項ごとに、きめ細かな指導を行った。
- ・平成30年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る巡回指導指摘事項は下表のとおりです。
- 主な指摘事項としては、乗務員台帳、運行管理規程、点呼記録簿、運行指示書、運送引受書の記載不備、営業所における掲示・車内表示がされていないが多く見受けられた。

### 巡回指導指摘事項

主な指摘項目	件数	割合(%)
① 事業計画等(営業所・車庫の位置等)	18	3.5%
② 帳票類の整備・報告等	58	11.2%
③ 運行管理等	246	47.7%
④ 運送引受書及び営業区域・運賃	83	16.1%
⑤ 車両管理等	14	2.7%
⑥ 労働基準法等	18	3.5%
⑦ 任意保険加入等	1	0.2%
⑧ 苦情処理	0	0.0%
⑨ 運輸安全マネジメント等	16	3.1%
⑩ その他	62	12.0%
合　　計	516	100.0%

※件数は「改善要請」を行った135営業所に対する指摘事項で、30日以内に改善報告を受け改善の状況を確認しています。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動について

- ・重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止するため、巡回指導を通じ、また、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行っております。

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立について

- ・関係法令等の周知を通じ、関係機関等と連携を図りながら、コンプライアンス体制の確立を図っております。

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動について

- ・一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動については、関係機関等と連携を図っております。

5. 旅客等から寄せられた苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行うについて

- ・平成30年度の苦情は2件ありましたが、当センターで処理できない案件のため国へ依頼した。今後も引き続き一般貸切旅客自動車運送事業者及び利用者等からの苦情については、適正かつ円滑な処理が図られるように、体制を整備、対応マニュアル等により適正な管理の確保等を図っております。

6. 負担金取扱業務

- ・負担金については、対象全事業者の99.7%が納付した。未納事業者1者については未収金扱いとし、平成31年4月に納付がない場合は道路運送法に基づき東北運輸局長へ報告することとしております。

(別表1)

平成31年3月31日現在

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 役員名簿

代表理事(理事長)	北 村 治
理 事	伊 藤 純
理 事	吉 田 雄 三
監 事	御 木 剛 栄

(以上4名)

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 評議員名簿

評 議 員	徳 永 幸 之
評 議 員	小 池 泰 博
評 議 員	小 野 晋
評 議 員	松 本 順
評 議 員	伊 藤 一 郎

(以上5名)

一般財団法人 東北貸切バス適正化センター 適正化事業諮問委員名簿

適正化事業諮問委員	徳 永 幸 之
適正化事業諮問委員	小 池 泰 博
適正化事業諮問委員	小 野 晋
適正化事業諮問委員	松 本 順
適正化事業諮問委員	伊 藤 一 郎

(以上5名)